

自由金利型定期預金M型（スーパー定期）

<単利型>

1. <預金契約の成立>

当金庫は、お客さまからこの預金の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

2. <預金の支払時期>

自由金利型定期預金M型（スーパー定期）（以下「この預金」という）は、証書または通帳（以下「証書（通帳）」という）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3. <利 息>

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という）および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」という）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という）を利息の一部として各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金」という）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

ア. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に、届出の印章により記名押印し、この証書（通帳）とともに提出して下さい。

イ. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

ウ. 定期預金とする場合には、当金庫所定の基準により、中間利払日にその自由金利型2年定期預金と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」という）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(4) 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|--------------|----------------|
| ア. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| イ. 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| ウ. 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|----------------|----------------|
| ア. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| イ. 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| ウ. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| エ. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| オ. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| カ. 2年6か月以上4年未満 | 約定利率×90% |

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|----------------|----------------|
| ア. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| イ. 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| ウ. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| エ. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| オ. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| カ. 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×80% |
| キ. 3年以上5年未満 | 約定利率×90% |

④ 預入日の5年後の応答日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|----------------|----------------|
| ア. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| イ. 6か月以上1年未満 | 約定利率×30% |
| ウ. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×40% |
| エ. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×50% |
| オ. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×60% |
| カ. 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×70% |

キ. 3年以上4年未満 約定利率×80%

ク. 4年以上5年未満 約定利率×90%

※ 上記①～④で算出された解約利率≦普通預金利率のときは、普通預金利率を適用
します。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. <中間利息定期預金>

(1) 中間利息定期預金の利息については、第3条の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書の発行、預金通帳への記載はしないこととし、次により取扱います。

① 証書式の場合

ア. 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印し提出してください。

イ. 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し提出してください。

② 通帳式の場合

中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この通帳とともに提出してください。

以上

令和3年6月1日